

九州整備局管内事務所電話機等貸借業務

仕様書

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林整備センター 九州整備局

目次

1. 調達件名	4
2. 概要	4
2. 1 調達の背景・目的	4
2. 2 履行期限等	4
2. 3 納入機器等	4
2. 4 設置作業内容	5
2. 5 納入場所	5
3. 電話交換機等仕様	6
3. 1 電話交換機の目的	6
3. 2 方式	6
3. 3 収容予定端末等	6
3. 4 トラヒック条件	6
3. 5 電氣的・環境条件	6
3. 6 多機能電話機の仕様（標準/停電用含む）	6
4. 特記事項	7
4. 1 性能、機能に関する技術的要件	7
4. 2 電話機器の搬入及び設定	7
5. 共通事項	8
5. 1. 技術、法令基準	8
5. 2. 電話配線	8
5. 3. 現交換機における設定情報	8
5. 4 必要な電源の確保	8
5. 5 安定性	8
6. 設定作業・開通確認	8
7. 保証期間	8
8. 留意事項	9
9. 入札参加資格に関する事項	9
10. 情報セキュリティに関する事項	9
11. 機密保持、資料の取扱い	10
11. 1. 関連書類の貸与	10
11. 2. 秘密の保持	10
11. 3. 印刷物等の廃棄	10
12. 納入物等の取扱いに関する事項	11
12. 1. 知的財産権の帰属	11

1 2. 2. 契約不適合責任	11
1 3. 検収.....	11
1 4. 担当職員	11
1 5. 添付資料	12

1. 調達件名

「九州整備局管内事務所電話機等賃貸借業務」

2. 概要

2. 1 調達の背景・目的

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター九州整備局（以下「発注者」という。）及び管内5水源林整備事務所に導入している電話設備は、当初のリース期間が満了し、再リースを行い使用している状況である。

このような中、機器部品の製造中止等により故障時の部品調達・修理が今後困難となることが想定されるため、発注者である九州整備局（1拠点）及び管内水源林整備事務所（5拠点）に設置している電話交換機及び電話機などの既存機器を更新するものである。更新する機器についてはリースにて行うものとする。

2. 2 履行期限等

電話交換機及び電話機のリース期間

令和8年3月1日～令和15年2月28日（84か月）までとする。

なお、搬入及び設定については、リース期間開始日前日までに完了すること。

2. 3 納入機器等

- ① 現在設置している「沖電気製 PBX CrosCore L タイプ」と同等品とするが、今後の電話機増設に備えるため、別紙に記載する各拠点の現用機器数に対して5台以上追加実装可能な電話交換機（※）とする。

なお、追加実装時に新たに生じる費用については、本調達対象外であり、発注者が負担するものとする。

（※ 例えば、電話交換機内の基盤交換や追加など、本調達で設置する機器への追加を想定）

- ② 多機能電話機を接続可能な機種とすること。
（参考型番：MKT/ARC-30DKHF-W-02A 及び MKT/ARC-30DKHF-W-03A）
- ③ カールコードレス電話機を接続可能な機種とすること。
（参考型番：MKT/ARC-30DKCLD-W-02A 及び MKT/ARC-30DKCLD-W-03A）
- ④ コードレス電話機を接続可能な機種とすること。
（参考型番：CLD-8DK-W-03A）
- ⑤ 台数内訳は別紙を参照すること。

- ⑥ 納入機器に、リース品である旨を表示すること。なお、電話機については原則裏面に表示すること。
- ⑦ 機器（交換機・電話機等）の説明・使用・点検方法などを記載した和文マニュアルを納入すること。

2. 4 設置作業内容

- (1) 電話交換機及び電話機の更新作業
- (2) 現行機器の撤去作業

2. 5 納入場所

以下6拠点とする。

- ① 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局
(〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目11番19号
博多駅前パークサイドビル6階)
- ② 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 佐賀水源林整備事務所
(〒840-0027 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278番4 佐賀県森林会館2階)
- ③ 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 熊本水源林整備事務所
(〒860-0802 熊本県熊本市中央区中央街2番11号 熊本サンニッセイビル6階)
- ④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 大分水源林整備事務所
(〒870-0846 大分県大分市花園2丁目6番51号 大分県林業会館4階)
- ⑤ 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所
(〒880-0812 宮崎県宮崎市高千穂通2丁目6番18号 NMビル6階)
- ⑥ 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 鹿児島水源林整備事務所
(〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町2番30号 鹿児島第一生命ビルディング5階)

3. 電話交換機等仕様

3. 1 電話交換機の目的

- ①内線相互通話
- ②内線と局線間通話

3. 2 方式

制御方式：蓄積プログラム制御方式
通話路方式：時分割交換方式
制御装置：32ビットマイクロプロセッサ
64ビットデジタルシグナルプロセッサ
冗長構成：一重化

3. 3 収容予定端末等

別紙「調達機器一覧」を参照すること

3. 4 トラヒック条件

トラヒック（呼量）は1内線あたり7.0HCS以上とする。

3. 5 電氣的・環境条件

- (1) 入力電圧 AC100V $\pm$ 10%
- (2) 環境条件 0～40℃、相対湿度20～85%（結露なきこと）
- (3) 周波数 50／60Hz
- (4) 蓄電池 約10分以上保持の停電対応バッテリーを内蔵すること。

3. 6 多機能電話機の仕様（標準/停電用含む）

- (1) 30ボタン以上のマルチファンクションキー
- (2) LCD表示
全角16桁（半角32桁）以上×4行以上、漢字表示
- (2) 主装置給電

- (3) 配線方式はスター接続とする。
既設の配線がスター配線でない場合、スター配線に変更する事。
- (4) 着信ランプ（7色以上）・スピーカー・保留ボタン・転送機能付き
- (5) 着信音量・受話音量調節機能付き
- (6) ナンバーディスプレイ対応
- (7) 発着信履歴
10,000件以上／システム
20件以上／1電話機
- (8) 電話帳機能
10,000件以上／システム
- (9) 発信規制、着信規制機能を有すること。
- (10) 転送機能を有すること。

4. 特記事項

4. 1 性能、機能に関する技術的要件

- (1) 通話録音（遡り録音）及び再生機能を有すること。
録音時間は2,000時間以上／システム とする。
- (2) 外線と内線の着信音を区別できる設定にすること。
- (3) 管理用とする多機能電話機又はカールコードレス電話機に、外線への自動転送を可能とする設定を行うとともに、任意のファンクションボタンに転送開始・停止を切り替え可能な設定を行うこと。
- (4) すべての多機能電話機及びカールコードレス電話機に、通話録音・再生を可能とする設定を行うとともに、任意のファンクションボタンに録音開始・再生が可能な設定を行うこと。
- (5) 九州整備局については「(別添) 各拠点平面図」に示すゾーニングにより、発着信番号の制御（指定番号着信時無音設定、指定番号発信設定等）を行うものとする。

4. 2 電話機器の搬入及び設定

納入物品については、発注者が指定する場所に設置し、必要な初期設定を行うこと。

また、リース開始日前日までに搬入及び事前配線・設定等可能な作業を行うものとし、当該作業日（平日・土日含む。）については、発注者と調整のうえ決定すること。

5. 共通事項

5. 1. 技術、法令基準

電話機、構内交換機に関する技術基準及び関係ある法令等を遵守すること。

5. 2. 電話配線

既設の配線を使用することとし、壁等へ露出配線をする場合は適切なモール処理を施すなど、必要最小限度とする。

5. 3. 現交換機における設定情報

既存回線の内外線番号、着順、グループピックアップ、各種回線設定等は契約締結後、事前に発注者立会の下で調査すること。

調査後の設定情報や発注者が提供する情報及び項番 4. 1 で記載する設定のほか、電話帳登録や電話機本体へ必要な設定・登録を行うこと。

5. 4 必要な電源の確保

電話交換機更新に伴い、既存機器に使用しているものの他に電源が必要な場合は受注者の負担により確保すること。

5. 5 安定性

電話交換機は壁面又は床面への固定を行い、転倒を防止すること。

6. 設定作業・開通確認

設置完了後に、項番 5 で示す設定を実施し登録状況を確認するとともに、電話交換機、電話機が正常に作動し、通話可能か確認をすること。

7. 保証期間

本契約において納入する電話交換機及び電話機については、納入期限から起算して 7 年間は有償無償問わず、部品の供給等を含めた保守対応が可能であることを保証すること。

また、納入する物品について、納入期限から1年間の無償保証期限を設けること。

8. 留意事項

- ① 設置にあたり発注者と十分打ち合わせのうえ、実施すること。
また、日程が他の作業と重なる場合は当該作業の請負者と協議を行い、実施すること。
- ② 必要に応じて適切な養生を行うこと。
- ③ 現行機器の廃棄は発注者が行うものとする。
- ④ 納入機器等については、明記されているものと同等品以上とする
- ⑤ 特記なき事項については、国土交通省監修の共通仕様書を準拠した施工とする。

9. 入札参加資格に関する事項

受注者は、以下の条件を満たしていること。このほか、必要な資格については入札説明書を参照すること。

- ア 過去5年以内に、本調達物品と同等の類似品に係る納入実績を有していること。
- イ 本調達物品が、仕様書記載の機能や性能を満たしていること。

10. 情報セキュリティに関する事項

- (1) 受注者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、森林整備センター内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- (2) 受注者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく森林整備センター外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- (3) 受注者は、本調達を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- (4) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本調達に関して知り得た発注者の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(5) 受注者は、本調達の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。

(6) 受注者は、関係法令を遵守すること。

1 1. 機密保持、資料の取扱い

1 1. 1. 関連書類の貸与

発注者は、受注者が本調達仕様書に基づく契約（以下、「本契約」という。）を履行する上で、必要な関連書類（紙媒体、電子媒体を含む。以下、同じ。）を随時、受注者へ貸与する。ただし、発注者から請求があった場合は、貸与された関連書類を速やかに発注者へ返却しなければならない。なお、受注者は、貸与された書類を本契約の目的以外に使用してはならない。

関連書類のうち、各拠点の電話交換機及び電話機の設置状況について示した「各拠点平面図」については、入札説明書で定める「(様式2) 秘密保持誓約書」の提出後、競争参加者に対して提示するものとする。

1 1. 2. 秘密の保持

① 受注者は、本契約に関して、発注者が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

② 受注者は、前項①で開示された情報等を本契約以外の目的で使用又は第三者に開示する必要がある場合、事前に発注者の承認を得ること。

③ 受注者は、発注者の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合、速やかに発注者に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について、発注者と協議し実施すること。

1 1. 3. 印刷物等の廃棄

受注者は、テスト等で生じた廃棄物（印刷物や媒体等）について責任を持って廃棄すること。

1 2. 納入物等の取扱いに関する事項

1 2. 1. 知的財産権の帰属

- ① 本業務の納入物（本サービスにて作成した資料等の著作物全て）の所有権は、納入物の引渡しの完了をもって、発注者に無償で譲渡されるものとする。
- ② 本業務における納入物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利）については、納入物の引渡しの完了をもって発注者に帰属するものとする。ただし、納入物の中に受注者又は第三者が従前から有していた著作権が含まれる場合、当該著作権は、受注者又は第三者に留保されるものとする。
- ③ 受注者は、発注者に対し、前項に留保される受注者の権利について使用を許諾し、一切の受注者の著作者人格権（同法第 18 条から第 20 条に規定する公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。ただし、発注者の同意を得た場合においてはこの限りではない。
- ④ 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し又は請負わせる場合、下請負人に対して委任又は請負させた業務の履行により作成した資料、プログラム（プログラムソース含む。）、ツール等の著作物の著作権を発注者に無償で譲渡し、著作者に著作者人格権を行使させない措置を講ずること。

1 2. 2. 契約不適合責任

- ① 受注者は、納入物に係る契約不適合の疑いが生じた場合は、速やかに原因の究明を行うとともに、発注者に対してその原因と対応策について報告して、発注者の承認を得た上で、修復等の必要な措置を無償で行い、発注者の承認を得ること。
- ② 発注者は、受注者の納入物の契約不適合により生じた損害の賠償を請求できることとする。

1 3. 検収

受注者は、納入物の検収を受けること。なお、発注者の検収の結果、納入物の全部又は一部に不足等が判明した場合、受注者は修正・追加等の必要な対応を行った上で再度納入し、検収を受けること。具体的な検収手順については、発注者と協議のうえ決定すること。

1 4. 担当職員

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局
総務課 小林 電話 092-433-1422

なお、人事異動により当該職員の変更があった場合は、新たに当該職に就いた者とする。

1 5．添付資料

各拠点における電話交換機及び電話機の設置（予定）状況については、入札説明書に定める「（様式2）秘密保持誓約書」の提出後、「（別添）各拠点平面図」として競争参加者へ提示する。

調達機器一覧（項番「3. 3 収容予定端末等」関連）

（1）九州整備局

① 電話機

多機能電話機	17台（17台のうち1台受付用）
カールコードレス電話機	6台
コードレス電話機	10台

② 主装置（項番2. 3①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	アナログ局線	2回線	2回線	
	I N S 6 4局線	4回線	4回線	
内線	多機能内線	33回線	32回線	

（2）佐賀水源林整備事務所

① 電話機

カールコードレス電話機	1台
コードレス電話機	5台

② 主装置（項番2. 3①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	I N S 6 4局線	2回線	2回線	
内線	多機能内線	6回線	16回線	

（3）熊本水源林整備事務所

① 電話機

多機能電話機	2台
カールコードレス電話機	2台
コードレス電話機	10台

② 主装置（項番2. 3①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	I N S 6 4 局線	2 回線	2 回線	
内線	多機能内線	1 4 回線	1 6 回線	

(4) 大分水源林整備事務所

① 電話機

カールコードレス電話機 1 台
 コードレス電話機 1 1 台

② 主装置（項番 2. 3 ①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	I N S 6 4 局線	2 回線	2 回線	
内線	多機能内線	1 2 回線	1 6 回線	

(5) 宮崎水源林整備事務所

① 電話機

多機能電話機 9 台
 カールコードレス電話機 2 台
 コードレス電話機 1 1 台

② 主装置（項番 2. 3 ①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	I N S 6 4 局線	2 回線	2 回線	
内線	多機能内線	2 2 回線	2 4 回線	

(6) 鹿児島水源林整備事務所

① 電話機

多機能電話機 4 台
 カールコードレス電話機 1 台
 コードレス電話機 6 台

② 主装置（項番 2. 3 ①に留意すること。）

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外線	I N S 6 4 局線	2 回線	2 回線	
内線	多機能内線	1 1 回線	1 6 回線	